

授業料や学生生活に係る費用にお悩みの学生等へ

高等教育の修学支援新制度 (年収～380万円程度(両親・子2人世帯の場合))

○ **授業料等減免 年額最大約70万円**
(住民税非課税世帯・私立大学生の場合)

○ **給付型奨学金 年額最大約91万円**
(住民税非課税世帯・私立大学の自宅外生の場合)

高等教育の修学支援新制度
特設HPはこちら



※令和6年度より、多子世帯や私立理工農系の学部等に通う学生等の中間層
(世帯年収600万円程度)へ対象を拡大。

令和7年度からは、多子世帯について所得制限なく、国が定める一定の額まで
授業料・入学金を減免。

詳細については、進学先の学校にてお問合せください。

大学等独自の授業料等減免など (「高等教育の修学支援新制度」対象外の世帯)

経済的に困難な学生等に対しては、**大学等において授業料の納付猶予**や**大学等独自に授業料等減免等**を行っている場合もありますので、個別に大学等に御相談ください。

返済不要！



修学支援
新制度

「高等教育の修学支援」
公式キャラクター
・まねこ先生 (左)
・まなびーニャ (右)

日本学生支援機構(JASSO)の貸与型奨学金

無利子:年収～800万円程度
有利子:年収～1,250万円程度(両親・子2人世帯の場合)

- **無利子 月額最大6.4万円(年額76.8万円)の貸与**
- **有利子 月額最大12万円(年額144万円)の貸与**

※令和8年4月から各学校で申込受付開始

返還に際しても、収入が一定額以下の場合、返還を猶予したり、返還月額の減額、自治体や企業が代わって返還する制度など、様々な支援策を整備

貸与型奨学金
の詳細はこちら



その他支援策

生活に困難な方のその他支援策

- ◎国の教育ローン **学生1人に最大450万円融資**：日本政策金融公庫
- ◎生活福祉資金貸付制度（教育支援資金） **最大月6.5万円無利子で貸付**：都道府県社会福祉協議会
- ◎母子父子寡婦福祉資金貸付金 ※ひとり親家庭のみ：都道府県・政令市・中核市 等